

京都市告示第109号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの開所時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成31年4月26日

京都市長 門川大作

京都芸術センターについて、平成31年7月14日（日）から同月16日（火）まで、午後5時以降は閉館する。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）